# 重要事項説明書 通所リハビリ・介護予防通所リハビリ(クリニック併設)

# 1 当事業所の概要

### (1) 法人・事業所の概要

法 人 名	医療法人社団 智里会		
事業所名	やそだ整形外科リウマチクリニック		
所 在 地	神奈川県横浜市磯子区洋光台 6-7-27		
連絡先	0 4 5 - 8 3 3 - 1 7 0 7		
管 理 者 名	八十田 貴久		
サービス種類	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (クリニック併設)		
介護保険指定番号	神奈川県 1410702399 号		
サービス提供地域	磯子区、港南区 ただし、磯子区 洋光台1~6丁目・田中2丁目・栗木2丁目 港南区 港南台1・2・6・7・8丁目・日野中央2・3丁目まで とする。		

# (2) 営業時間

平日	午前9:00~午後6:00
土曜日	午前9:00~午後12:00
定休日	木曜、日曜、祝日、夏季、年末年始

### (3)サービス提供日およびサービス提供時間

サービス提供日(月・火・水・金・土)

平日	①午前9:30~11:00 ②午後3:30~5:00
土曜日	①午前9:30~11:00

# (4) 職員体制

			常勤兼務	非常勤	計
管	理	者	1名	0名	1名
看	護	師	1名	2名	3名
理学療法士		去士	5名	1名	6名
介護職員		員	2名	5名	7名

# 2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

T EL: 045-833-1707担当署: リハビリテーション科担当者: 田中和子井深順子

受付時間:午前9:00~午後5:00 (木曜・日曜・祝日、夏季、年末年始は除く) ※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

# 公的機関においても、次の機関において、ご相談・苦情申し出等ができます。

<b>磯子区 高齢・障害支援課</b>		神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	
所在地	横浜市磯子区磯子3-5-1	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
電話番号	045-750-2490	電話番号	045-329-3447
FAX 番号	045-750-2540	FAX 番号	0570-022-110
対応時間	午前8:45~午後5:15	対応時間	午前8:30~午後5:15

港南区 高齢・障害支援課		神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	
所在地	横浜市港南区港南 4-2-10	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
電話番号	045-847-8415	電話番号	045-329-3447
FAX 番号	045-845-9809	FAX 番号	0570-022-110
対応時間	午前8:45~午後5:15	対応時間	午前8:30~午後5:15

### 3 利用料金

(1) サービス利用料および利用者負担

サービス利用料は介護保険の法定利用料に基づく金額であり、利用者はそのうち・2・3割を負担します。

#### (2) お支払い方法

利用者負担分は自動口座引き落としによるお支払いをお願いしております。 (引き落としの手続きが完了するまでは現金払いでお願い致します)

# (3) その他

- ア 通常のサービス提供地域以外の地域については、所定の交通費(片道 100円)が必要となります。
- イ 居宅サービス計画を作成しない場合など、償還払いとなる場合には、いったん利用者が利用料 10 割を支払い、その後、市町村に対して保険給付分 9 割を請求することになります。
- ウ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得る必要があります。)

#### 4 キャンセル

利用者がサービス利用のキャンセルをする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口(連絡先) TEL **045-833-1707** (午前9:00~午後7:00)

# 5 緊急時の対応

#### (1)事故発生時の対応

事故、その他の問題が発生した場合、利用者の状態を確認し必要な処置を行うとともに、事前の打ち合わせによる主治医・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。また、事故、問題の発生状況、利用者の状態については事故報告書に記録を残し、管理者より利用者のご家族に報告をします。また、必要であれば関連部署、市町村にも連絡をします。

### 6 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

### 7 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講じるよう努めるものとする。 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図る。

#### 8 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は実施しておりません